

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	収入原符整理業務
発 注 課	会計室出納課
選 定 事 業 者	(株)北洋銀行
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>指定金融機関に搬入された収入原符は、分類から仕分けに至る一連の工程において整理され、収入日の5営業日後（特別徴収分は6営業日後）には会計室から原局（調定担当課）へ送付ののち、収入の消し込みが行われ保管されて整理が終了する。各原局において市民からの問い合わせ等に対応するためには、収納事務をできるだけ速やかに行い、この収入原符の処理サイクルを確保する必要がある。</p> <p>この処理サイクルを確保するためには、収入原符整理に係る一連の工程において発生しうる誤処理・事故等が発生した場合に、迅速に原因を究明し的確に対応する必要がある。原因究明のためには、払込公金と収入原符を照合することが不可欠であるが、当該照合を最も効率的に行い得る方法は、払込公金と収入原符を整理する窓口を統一して管理するほかはない。</p> <p>以上のことから、誤処理や事故が発生した場合も含め、最も効率的に処理サイクルを確保する方法は、公金を集約する指定金融機関が、原符整理業務の事務管理・点検および札幌市への連絡・報告等を行う以外にない。</p> <p>よって、業務の性質上競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、(株)北洋銀行を「収入原符整理業務」の見積者に特定した。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月5日